

(写)

令和8年7月16日

加賀市長 山 田 利 明 様

加賀市上下水道事業経営検討委員会

会長 平 野 禎 幸

加賀市上下水道事業の今後の経営のあり方について（答申）

令和7年11月19日付発加経第28号で諮問のありました加賀市上下水道事業の今後の経営のあり方について、加賀市上下水道事業経営検討委員会設置規程第2条に基づき、当委員会で慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

なお、事業運営に当たって留意されるべき事項を附帯意見として申し添えます。

記

1. 答申にあたって

加賀市の上下水道事業は、市民生活や地域経済を支える重要な社会基盤であり、安全で安心なサービスを将来にわたり安定して提供していくという重要な使命を担っている。

一方で、人口減少に伴う料金収入の減少や施設・設備の老朽化が進行するなど、事業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増している。このような状況の中、現役世代だけでなく将来世代にも問題を先送りすることなく、持続可能な事業運営を確立していくことが求められている。

こうした状況を踏まえ、令和7年11月19日、市長から本委員会に対し、従来から取り組んでいる経費削減対策のみでは将来にわたる安定的な事業運営が困難となるおそれがあることから、長期的な視点に立った料金改定をはじめとする収益確保策を含め、加賀市上下水道事業の今後の経営のあり方について諮問がなされた。

本委員会では、この諮問を受け、加賀市上下水道事業が将来にわたり安定したサービスを提供し続けられるよう、その経営のあり方について慎重かつ多角的な審議を重ねた。

2. 答申について

諮問を受け、本委員会は令和7年度から計6回にわたり開催し、上下水道事業の経営状況や将来見通しの分析、経営課題の整理、料金算定方法及び料金改定案について慎重に審議を重ねた。

審議の結果、人口減少に伴う料金収入の減少が進む一方、物価上昇により施設の維持管理費は増加しており、長年にわたり料金を据え置いてきたことから、水道事業の料金回収率及び下水道事業の経費回収率はいずれも全国平均を大きく下回る状況にあることを確認した。また、今後は老朽化した施設の更新や耐震化事業への投資需要が一層増大することが見込まれるが、これらを先送りすることは将来世代への負担の増加や、安定したサービス提供への支障につながるおそれがある。

これらの状況を総合的に勘案した結果、将来にわたり持続可能で健全な事業運営を維持するとともに、必要な施設更新及び耐震化事業を着実に推進するためには、令和8年度からの5年間を料金算定期間として、水道料金を平均25.0%、下水道使用料を平均15.0%改定することが適当であるとの結論に至った。

なお、料金改定の実施時期については、市民への十分な周知期間を確保するとともに、必要な制度改正や準備期間を勘案し、令和9年4月から実施することが適当であるものとして答申する。

3. 水道料金及び下水道使用料の適正水準について

(1) 料金算定期間について

令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

(2) 水道料金及び下水道使用料について

収益的収支及び今後の更新投資計画を踏まえ、算定期間の5年間で水道事業の平均改定率25.0%及び下水道事業の平均改定率15.0%とすることが適当である。

(3) 水道料金及び下水道使用料の料金体系について

上下水道料金については、現行の基本料金と従量料金からなる二部料金制を引き続き採用することが適当である。

ア 基本料金

基本料金は、使用水量にかかわらず発生する人件費、施設の維持管理費及び減価償却費などの固定的経費を賄うためのものであり、事業経営の安定化を図るうえで重要な料金構成要素である。

イ 従量料金

従量料金には「逓増型」「逓減型」「単一型」の料金体系があるが、現在採用している「逓増型」を引き続き採用することが適当である。

逓増型料金は、使用水量が増えるほど単価が高くなる料金体系であり、大量使用者に施設更新や設備増強などに要する費用について応分の負担を求めることで、一般家庭等の料金負担を抑えるとともに、水資源の合理的な利用を促進する役割を果たしている。今後も受益者負担の公平性を確保し、限りある水資源の有効利用を図る観点から、現行の料金体系を維持することが適当である。

ウ 料金設定

① 水道事業について

現在の基本料金は、口径区分ごとに異なる基本水量を設定しているが、口径によって基本水量に差があることは、使用水量に応じた負担の公平性を損なう面がある。このため、口径区分を廃止し、基本水量を一律 8 立方メートルに統一することが妥当であると判断した。これにより、水量に応じた負担の公平性の向上を図るものである。

また、基本水量の引下げに伴い、縮小分の水量は従量料金へ移行することとなるため、料金を一律に引き上げた場合、中口径から大口径における負担増が過大となるおそれがある。このため、口径ごとに基本料金及び従量料金の改定割合を調整し、中口径（30～50mm）の事業者や旅館等の大口使用者への影響に配慮した別表 1 の料金設定とすることが適当である。

② 下水道事業について

現在の基本料金は、1 か月当たり 10 立方メートルの基本水量を含めて設定

しているが、基本水量の範囲内では使用量にかかわらず料金が同額となるため、負担の公平性の観点から、基本水量を現行の 10 立方メートルから 8 立方メートルへ縮小することが妥当であると判断した。

また、基本水量の引下げに伴い、縮小分の 2 立方メートルは従量料金へ移行することとなるため、基本料金を引き上げると 8 立方メートル以下の少量使用者の改定率が過大となるおそれがある。このため、基本料金は現行のまま据え置き、改定に必要な収入は従量料金の引上げにより確保する別表 2 の料金設定とすることが適当である。これにより、少量使用者の負担増を抑えつつ、使用量に応じた公平な負担を実現するとともに、大量使用者にも応分の負担を求める逓増型料金体系を維持するものである。

(4) 改定時期について

使用料算定期間及び現下の厳しい経営状況を鑑みれば、早期の実施が望ましいが、市民生活や市内経済への影響を十分に考慮し、適切な周知期間を確保した上で実施することが望ましく、令和 9 年 4 月の実施を適当と判断する。

4. 附帯意見

本委員会は、上下水道事業の経営健全化及び持続可能な事業運営を図るため、今回の料金改定はやむを得ないものと判断した。一方で、市民生活への影響も十分考慮し、次の事項について特に配慮されるよう要望する。

(1) 定期的な料金の見直しについて

前回の料金改定から 15 年以上が経過し、その間の経営環境の変化に十分対応できなかったことが、今回の大幅な料金改定が必要となった要因の一つである。今後は、毎年度の実績検証を通じて経営状況や投資の進捗を把握し、おおむね 5 年ごとを目安として、計画の定期的な見直しを行うとともに、社会情勢等に応じた料金水準の適正化を図り、急激な負担増を招かない持続可能な料金制度の構築に努められたい。

(2) 市民への丁寧な説明と相談体制の充実について

料金改定に当たっては、市民の理解と納得を得ることが不可欠である。このため、料金改定に至った経緯や必要性、施設の老朽化、耐震化の必要性な

どについて、様々な機会を通じて分かりやすく丁寧な説明に努められたい。
また、改定後の料金に関する問い合わせや個別相談に適切に対応できる相談体制を設けられたい。

(3) 経営改革の継続について

料金改定後においても、施設の統廃合やダウンサイジング、老朽施設の計画的な更新及び耐震化、水洗化率の向上、有収率の改善、維持管理費の縮減、さらには国・県の補助金や交付金の積極的な活用など、経営の効率化と財源確保に向けた不断の経営努力を継続されたい。

(4) 市民負担の軽減に向けた支援の確保について

物価高騰対策として実施されている水道基本料金の減免事業は、市民生活を支える有効な施策である。今後も物価高騰等の社会経済情勢に応じ、市民負担の軽減につながる支援制度の継続・充実について、国及び石川県に対し必要な財政支援や制度の創設・拡充を積極的に要望されたい。

(5) 負担の公平性の確保について

少量使用者（高齢者世帯・単身世帯等）及び大口使用者（旅館、病院、介護施設、工場等）の双方の負担の均衡に十分配慮し、将来の使用実態や社会情勢の変化も踏まえながら、基本水量のあり方を含めた料金体系について、継続的に検討されたい。

別表 1

水道料金

(税抜)

用途		口径 (mm)	基本料金 (1月につき)		従量料金 (1月につき)		
			水 量	料 金	水量区分		
					8 m ³ を超え 50 m ³ 以下	50 m ³ を超え 1,000 m ³ 以下	1,000 m ³ を 超える分
一般用		13	8 m ³ 以 下	1,300 円	1 m ³ につき 210 円	1 m ³ につき 220 円	1 m ³ につき 230 円
		20		2,450 円			
		25		4,000 円			
		30		5,500 円			
		40		8,100 円			
		50		16,000 円			
		75		40,400 円			
		100		67,900 円			
		125		105,400 円			
		150		146,000 円			
臨時 用	農事用	13		125 円	1 m ³ につき 500 円		
	農事用 以外	13		1,250 円			
		20		2,500 円			
		25		3,130 円			
		30		3,750 円			
		40		5,000 円			
		50		18,750 円			
		75		25,000 円			

(税抜)

用途	口径 (mm)	基本料金 (1月につき)		従量料金 (1月につき)		
		水 量	料 金	水量区分		
				8 m³を超え 50 m³以下	50 m³を超え 1,000 m³以下	1,000 m³を 超える分
公衆浴場 用		1 m³につき 140 円				
消火栓 (消火訓 練に使用 したとき)	50 以下	1 個の放水時間 5 分までごとに 2,250 円				
	65	1 個の放水時間 5 分までごとに 3,500 円				
備考 一般用の従量料金は、従量料金欄に定めた水量の区分に従って当該区分に応 ずる水量に金額を順次乗じて計算した金額の合計額とする。						

別表 2

下水道使用料

(税抜)

用途	基本使用料 (1月につき)		従量使用料 (1月につき)		
			排水量区分		
	排水量	料金	8 m ³ を超え 50 m ³ 以下	50 m ³ を超え 1,000 m ³ 以下	1,000 m ³ を 超える分
一般汚水	8 m ³ 以下	1,200 円	1 m ³ につき 155 円	1 m ³ につき 160 円	1 m ³ につき 165 円
公衆浴場用汚水・ 温泉汚水・その他 の汚水			1 m ³ につき 100 円		
備考 一般汚水の従量使用料は、従量使用料欄に定めた水量の区分に従って当該区分に応ずる水量に金額を順次乗じて計算した金額の合計額とする。					

別紙

審議の経過

開催日		審議内容等
【第1回】	令和7年9月9日	・加賀市上下水道事業経営検討委員会について ・加賀市の上下水道事業の現状について
【第2回】	令和7年11月19日	・水道事業の課題と取組について ・水道料金算定の考え方について ・現行の料金体系と料金見直しの方向性について
【第3回】	令和7年12月23日	・下水道事業の課題と取組について ・下水道使用料の算定の考え方について ・現行の料金体系と料金見直しの方向性について
【第4回】	令和8年2月3日	・上下水道事業の現状について ・上下水道事業の適正な負担水準について ・上下水道の料金体系について
【第5回】	令和8年5月27日	・水道料金及び下水道使用料について ・料金改定の実施時期について
【第6回】	令和8年7月10日	・答申案